

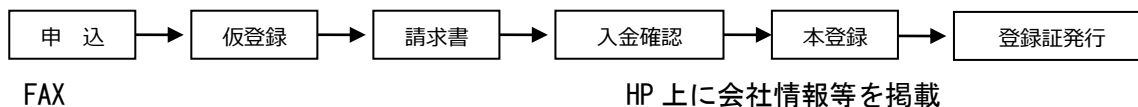
## ■一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 会員登録種別および年間登録料

会員種別	資格	対象	支援内容	年間登録料
正会員	建設業許可業者および入会から5カ年以内に許可業者となる事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
A 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店を支援する販売店・材木店	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
B 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	メーカー・商社・協力団体	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
C 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の設計事務所	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円

●お申し込みは随時可能です。

●他団体もしくは直接の JBN 会員にあっては年間登録料を 12,000 円とさせていただきます。

### 【登録の流れ】



### ●注意事項

- ① 中途退会された場合は、一度納入された会費はご返却できませんのでご了承下さい。
- ② 更新登録をされない場合は会員資格を失い、再度登録の場合は改めて未納分年会費が必要となります。  
(例：4月に更新せずに8月に再登録した場合は、4月分よりの年会費を頂きます。)
- ③ 更新案内より1ヶ月以上ご連絡もなく会費未納の場合は、自動退会となり会員資格を失います。

### ■お問い合わせ・お申込先：

一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 事務局

〒523-0015 滋賀県近江八幡市上田町 175

TEL : 0748-36-3100 FAX : 0748-37-6982 ( 担当 : 衣川・寺澤 )

E-mail : kinugawa@hakko-gr.co.jp HP : <http://shiga-kinoie.com/>